

## 札幌市児童会館運営協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市児童会館の管理運営並びに当財団が行う事業運営に関する協議及び調整を行うため、札幌市児童会館運営協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、以下に関する事項を協議する。

- (1) 札幌市児童会館の管理運営に関する協定書に定める事業報告及び管理運営上の課題点や改善に関すること
- (2) 札幌市児童会館の管理運営に係る各種規程、要綱、マニュアル等を新たに作成する場合の概略に関すること
- (3) 札幌市児童会館のモニタリング等の結果を踏まえた市民サービスや管理運営水準の維持向上の取り組みに関すること
- (4) 児童会館の事業運営全般に関すること
- (5) その他、児童会館事業を企画運営する上での方向性に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員で組織する。

2 協議会は、札幌市、指定管理者、外部有識者等で組織する。

### (任期)

第4条 協議会委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の後任として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (開催)

第5条 協議会は、指定管理期間中、年2回指定管理者が招集して開催する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席により開催する。

3 協議会の内容は記録し、その要旨を札幌市に確認する。また、その要旨の公表にあたっては、より多くの市民が閲覧できるようホームページ等に掲載する。

### (補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、札幌市と協議のうえ定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。